

## ○高知市土地保全条例施行規則

(平成 12 年 12 月 26 日規則第 110 号)

改正 平成 13 年 7 月 1 日規則第 68 号 平成 27 年 10 月 7 日規則第 103 号  
平成 29 年 4 月 1 日規則第 80 号 令和 3 年 4 月 1 日規則第 33 号

高知市土地保全条例施行規則(昭和 48 年規則第 51 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知市土地保全条例(昭和 48 年条例第 40 号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(公共の用に供する土地)

第 2 条 条例第 2 条第 1 号の規則で定める公共の用に供する土地は、国又は地方公共団体が管理する運動場、広場及び墓地とする。

(適用除外法人)

第 3 条 条例第 3 条第 2 号の規則で定める法人は、次に掲げるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が法律に基づき設置した公団又は公社
- (2) 鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)第 3 条の規定による許可を受けた鉄道事業者
- (3) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 2 号に規定する一般電気事業者
- (4) 電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 12 条第 1 項に規定する第一種電気通信事業者
- (5) 前各号に掲げるものに類する法人で市長が適当と認めたもの

(軽微な造成行為)

第 4 条 条例第 3 条第 4 号の規則で定める軽微な造成行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 造成区域の面積が 1,000 平方メートル未満の造成行為。ただし、山すそ及び山地部(こう配がおおむね 15 度を超える傾斜地が過半を占める区域をいう。)においては、造成区域の面積が 500 平方メートル未満の造成行為
- (2) 切土又は盛土の高さが 50 センチメートル未満の造成行為。ただし、前号に規定する造成行為を除く。
- (3) 土木工事その他の事業に一時的に使用する目的で行う造成行為

(工事計画の届出)

第 5 条 条例第 4 条第 1 項の規定による届出は、工事計画届出書(様式第 1 号)によるものとする。

2 条例第 4 条第 2 項第 4 号に規定する造成行為に関する設計は、造成行為に関する設計説明書(様式第 2 号)及び別表に規定する設計図によるものとする。

3 条例第 4 条第 3 項の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 造成区域及びその周辺の状況を示す縮尺 2,500 分の 1 以上の位置図
- (2) 造成区域の土地登記簿謄本
- (3) 造成区域及び造成区域に隣接する土地の公図の写し
- (4) 造成区域の排水の放流先の管理者の同意を得たことを証する書類

(5) 造成区域の土地に関して権利を有する者の造成行為に関する工事の承諾書（様式第3号）

(6) 工事の工程表その他これに関する資料で市長が必要と認めるもの

（工事計画予告標識）

第6条 条例第4条の2第1項に規定する標識は、造成行為に関する工事計画予告標識（様式第4号）によるものとする。

2 前項の標識を掲示した者は、当該標識に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに当該記載事項を変更しなければならない。

（説明会の報告）

第7条 条例第4条の2第3項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を提出することにより行うものとする。

- (1) 説明会の開催の日時及び場所
- (2) 出席者の住所及び氏名
- (3) 説明の概要
- (4) 地域住民の意見
- (5) その他市長が必要と認める事項

（変更の届出）

第8条 条例第5条の規定による届出は、工事計画変更届出書（様式第5号）によるものとする。

2 造成行為の変更に伴い、第5条第2項に規定する設計説明書及び設計図並びに第5条第3項に規定する図書の内容に変更がある場合は、前項に規定する届出書にこれらの書類を添付するものとする。

（軽微な変更）

第9条 条例第5条の規定で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事の実施に関し通常必要と認められる軽微な変更
- (2) 前号に掲げるもののほか、安全で良好な地域環境の確保に支障のない軽微な変更

（工事計画標識）

第10条 条例第6条に規定する標識は、造成行為に関する工事計画標識（様式第6号）によるものとする。

2 前項の標識を掲示した者は、当該標識に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに当該記載事項を変更しなければならない。

（大規模な造成行為）

第11条 条例第6条の2の規則で定める大規模な造成行為は、造成区域の面積が1ヘクタール以上の造成行為とする。

（技術的細目）

第12条 条例第7条第2項に規定する技術的細目は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第二章の規定を準用する。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域以外の区域においては、一般の公共事業で用いられる施設の構造及び強度、設計手法等を用いることで足りるものとする。

（措置命令の公告）

第 13 条 条例第 9 条第 4 項の規則で定める標識は、様式第 7 号によるものとする。

(完了等の届出)

第 14 条 条例第 10 条の規則で定める造成行為に関する工事の完了の届出は工事完了届出書(様式第 8 号)によるものとし、同条の規則で定める造成行為に関する工事の廃止の届出は造成行為に関する工事廃止届出書(様式第 9 号)によるものとする。

(承継の届出)

第 15 条 条例第 11 条第 2 項の規定による造成行為に関する工事の地位の承継の届出は、地位の承継届出書(様式第 10 号)によるものとする。

(身分証明書)

第 16 条 条例第 12 条第 3 項に規定する身分を示す証明書は、様式第 11 号によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に高知市土地保全条例の一部を改正する条例(平成 12 年条例第 70 号)による改正前の高知市土地保全条例の規定により届出をしている工事については、なお従前の例による。

附 則(平成 13 年 7 月 1 日規則第 68 号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

(様式に関する経過措置)

2 (前略)第 15 条の規定による改正前の規則の規定による様式は、(中略)第 15 条の規定による改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成 27 年 10 月 7 日規則第 103 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 4 月 1 日規則第 80 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に高知市土地保全条例(昭和 48 年条例第 40 号)第 4 条第 1 項の規定による届出又は同条例第 5 条の規定による変更の届出のあった造成行為に関する工事については、この規則による改正後の高知市土地保全条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第 5 条第 3 項第 5 号に規定する図書の添付があったものとみなして、改正後の規則の規定を適用する。

附 則(令和 3 年 4 月 1 日規則第 33 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

別表

設計図

図面の種類	明示すべき事項	縮尺
現況図	地形，造成区域の境界並びに造成区域内及び造成区域周辺の公共施設	1/1,000以上
造成計画平面図	造成区域の境界，切土又は盛土をする土地の部分，がけ又は擁壁の位置及び入口の位置	1/600以上
造成計画断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面	1/600以上
排水施設計画平面図	排水区域の区域界並びに排水施設の位置，種類，材料，形状，内のり寸法，こう配，水の流れの方向，吐口の位置及び放流先の名称	1/600以上
がけの断面図	がけの高さ，こう配及び土質，切土又は盛土をする前の地盤並びにがけ面の保護の方法	1/50以上
擁壁の断面図	擁壁の寸法及びこう配，擁壁の材料の種類及び寸法，裏込コンクリートの寸法，透水層の位置及び寸法，擁壁を設置する前後の地盤面，基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置，材料及び寸法	1/50以上

様式第1号

工事計画届出書

[別紙参照]

様式第2号

造成行為に関する設計説明書

[別紙参照]

様式第3号

造成行為に関する工事の承諾書

[別紙参照]

様式第4号

造成行為に関する工事計画予告標識

[別紙参照]

様式第5号

工事計画変更届出書

[別紙参照]

様式第6号

造成行為に関する工事計画標識

[別紙参照]

様式第 7 号

高知市土地保全条例による措置命令の公告

[別紙参照]

様式第 8 号

工事完了届出書

[別紙参照]

様式第 9 号

造成行為に関する工事廃止届出書

[別紙参照]

様式第 10 号

地位の承継届出書

[別紙参照]

様式第 11 号

身分証明書

[別紙参照]